

件名	愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例	
主管課	子育て支援課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
<p>国から「安心こども基金」の実施期限が「平成33年3月31日」まで延長されるよう連絡があったことに伴い、基金の設置期限を延長するための改正</p> <p>○附則第2項の改正</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">(改正後) 平成33年3月31日</p>		
施行日	公布の日	
【その他参考事項】		
◇基金事業実施期限		
<p>1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く） 平成33年3月31日</p> <p>(1) 保育所等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所緊急整備事業 ○ 小規模保育整備事業 ○ 賃貸物件による保育所整備事業 <p>(3) 家庭的保育改修等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育改修等事業 <p>(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認可化移行総合支援事業（改修等支援） <p>(8) 認定こども園整備等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園整備事業 ○ 幼稚園の長時間預かり保育整備事業 <p>(9) 小規模保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育設置促進事業 <p>2 保育サービス等の充実（文部科学省関係） 平成31年3月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園整備事業（文部科学省関係） ○ 幼稚園耐震化促進事業（文部科学省関係） 		
◇基金の状況		
(単位:千円)		
	項 目	金 額
積立額	20～28年度 国交付金	5,933,756
	20～28年度 運用利息等	25,265
	計	5,959,021
取崩額	20～28年度 取崩額	5,880,502
	28年度末執行残	78,519
※運用利息には、市町等からの返還金1,335千円を含む。		